

社会福祉法人福島県福祉事業協会評議員並びに役員等報酬に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人福島県福祉事業協会（以下「協会」という）定款第25条第1項に基づき必要な事項を定めるものとする。

(報酬の種類及び額)

- 第2条 協会の評議員並びに役員等のうち、常勤する理事（以下「常勤理事」という）並びに理事、監事、評議員に対して報酬を支給する。
ただし、理事を職員が兼ねている者は除く。
- 2 報酬は、年額報酬、月次報酬及び賞与とする。
 - 3 月次報酬等の額は、別表に定めるとおりとする。
 - 4 賞与の額は、一年度において月次報酬の額の2ヶ月を超えない範囲で職員への賞与の支給状況等を勘案して評議員会が定める。
 - 5 役員等に対する年度報酬総額は、20,000,000円を限度とする。

(役員報酬の支給)

第3条 理事長及び常勤理事の月次報酬の支給方法及び支給日は、協会職員の給与の支給方法及び支給日に準ずる。非常勤理事、監事、評議員の報酬支給は、その会計年度の3月に預金口座への振込の方法により支給する。

附 則

- 1、この規程は、平成25年4月1日から施行する。
ただし、この規程により常勤理事、事務局長、施設長の給月額及び雇用期限の基準協会役員の細則は廃止する。
- 2、この規程は、平成29年6月20日から施行する。
- 3、この規程は、令和4年4月1日から施行する。

別表

職名	報酬月額	賞与	備考
理事長	600,000円	2月（6月期1月分、12月期1月分）	
常勤理事	400,000円	2月（6月期1月分、12月期1月分）	
非常勤理事	年額 200,000円		
監事	年額 200,000円		
評議員	年額 200,000円		

*常勤する理事とは、ひと月20日以上勤務する者をいう。